

給食業務委託の受託者募集について

次のとおり、社会福祉法人多度津福祉会給食業務について、公募型プロポーザルにより業務の受託者を募集・選定します。

令和6年2月5日

社会福祉法人多度津福祉会
理事長 塩田 博志

社会福祉法人多度津福祉会給食業務委託事業者プロポーザル実施要領

1 目的

多度津福祉会の施設・事業所の利用者に対し良質で安全な給食を提供できる事業者を選定するにあたり、給食業務を提供できる優秀な事業者を選定することを目的として、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）で実施する。

2 委託業務の概要

- | | |
|-----------------|--|
| (1) 業務名 | 社会福祉法人多度津福祉会給食業務委託 |
| (2) 業務内容及び経費内訳等 | 別紙仕様書のとおり |
| (3) 委託期間 | 令和6年6月1日 ～ 令和7年3月31日
(業務実績が良好かつ双方異議がない場合は、年度ごとに更新できる。
ただし、更新は原則5回までとする。) |

3 参加資格

プロポーザルに参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

<資格要件>

- (1) 県内の高齢者関係施設において現に給食業務を行っており、かつ過去5年間に高齢者施設等（県外を含む。）で本件委託業務と同程度の給食提供の実績があること。
- (2) 製造物責任保険に加入又は加入することが可能な者であること。
- (3) 厚生労働省の「大量調理施設衛生管理マニュアル」を遵守した業務が遂行できること。
- (4) 公益社団法人日本メディカル給食協会や一般社団法人医療関係サービス振興会との間での代行保証が確認できる者であること。

<参加制限>

- (5) 会社更生手法又は民事再生法による更生手続開始の申し立てのないこと。
- (6) 破産法の破産の申し立てのないこと。
- (7) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律の暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものでないこと。
- (8) 過去3年以内に食品衛生法による営業停止処分を受けていないこと。ただし、当該処分後の対応、改善策等により適切な対応の確認ができる場合を除く。

4 スケジュール

手続等の日程	期日・期間
実施要領の公表・交付	令和6年2月5日（月）～ 令和6年2月16日（金）
質問の受付	令和6年2月5日（月）～ 令和6年2月20日（火）
質問の回答	令和6年2月22日（木）
プロポーザル参加申込書の提出	令和6年2月5日（月）～ 令和6年2月16日（金）
応募書類の提出	令和6年2月16日（金）～ 令和6年3月1日（金）
プレゼンテーション実施	令和6年3月中旬（予定） 別途通知
審査・決定	令和6年3月下旬（予定）
選定結果通知	令和6年3月下旬（予定）

※ 参加申込者から希望がある場合には、令和6年2月15日（木）に現地確認（説明）会を実施する。

5 実施要領の公表・交付

- （1）期間 令和6年2月5日（月）10時00分から
令和6年2月16日（金）17時00分まで
- （2）方法 社会福祉法人多度津福祉会のホームページに掲載
必要書類はホームページからダウンロードして使用すること。

6 質問の受付・回答

- （1）質問受付期間 令和6年2月5日（金）10時00分から
令和6年2月20日（火）17時00分まで
- （2）質問方法 電子メールにより提出すること。
メールアドレス：akiyamataadahisa@toryoen.jp
- （3）質問の回答 送信を希望するメールアドレスに電子メールで順次回答する。ただし、質問の内容によってはプロポーザル方式による事業者選定に公平を保てない場合には回答しないことがある。

7 参加申込み

令和6年2月16日（金）17時00分までにプロポーザル参加申込書（様式1号）を提出する。
※なお、参加申込書の提出後に辞退する場合は、参加辞退届（様式2号）を提出すること。

8 応募書類（企画提案書など）の提出

参加申込書を提出した者は、以下の事項を記載した書類一式を提出すること。

- （1）提出期限 令和6年3月1日（金）17時00分まで
- （2）提出方法 持参（平日の9時00分～17時00分の間）
郵送（上記日までに必着）

(3) 提出先 〒764-0017
 香川県仲多度郡多度津町西港町 127 番地 3
 社会福祉法人多度津福社会
 特別養護老人ホーム桃陵苑
 施設長 秋山 忠久
 電話 0877-33-0222

(4) 提出書類

下記の書類を 6 部（原本 1 部、副本 5 部）提出すること。なお、指定様式を除き任意の様式とする。

No		評価項目
1	経営状況及び業務実績	会社概要 給食調理業務受託実績
2	業務の実施方針と業務実施体制	人員体制（配置） 人材確保 従事者欠員時の対応策 従事者研修体制
3	食材の調達方法	食材の仕入れ基準 食材の管理
4	安全及び衛生管理	マニュアル整備の状況 衛生管理の方針 従事者の健康管理体制
5	食事内容	利用者に適した給食献立 一週間分の献立内容 行事食等への対応 美味しい給食の提案 （味、彩り、ボリューム、盛り付け等）
6	危機管理と緊急時対応	異物混入や食中毒、感染症等の防止及び対応策 大規模災害時等業務履行が困難になった場合の対応（代行保証及び貴社独自の対応策） 施設への定期的な報告・連絡体制
7	保険等の加入	保険証書の写し（PL 保険）
8	業務開始準備	業務開始までの準備スケジュール 事前研修
9	自由提案	アピールできる独自提案
10	委託料の見積書	別途見積書（様式 3 号）（積算資料含む）

※委託料の見積りについて

- ・「管理費」及び「食材費」を明確に区分すること。（仕様書の21及び仕様書の別表2の経費負担区分表を参照のこと）
- ・食材費は、1食当たりの単価で見積ること。

9 プロポーザル内容の審査及び結果通知

- (1) 法人に選定委員会を設置して審査する。
- (2) 提出書類及びプレゼンテーション（日時等は別途通知）に基づき審査する。
※ 参加者が1者の場合でも審査を行うこと。

(3) 審査基準

社会福祉法人多度津福祉会で定めた評価基準に基づき、審査委員（法人関係者）により、審査の結果、最も評価点数の高い業者を候補業者として選定する。なお、選定した業者が辞退及びその他の理由で契約できない場合は、次点者を委託候補業者とする。また、審査の過程で、企画提案書の内容について質問することがある。

- (4) 結果の通知 令和6年3月中旬（別途通知する）

※ なお、審査内容等の問い合わせには応じないこと。

10 その他

- (1) 応募書類作成やプロポーザル参加の費用については参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類については返却しないこと。
- (3) 次の事項に該当する者は失格とすること。
 - ア 提出期日が守られなかった場合
 - イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
 - ウ 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) プロポーザルにより契約候補者として選定された者は、多度津福祉会との間で委託内容や経費等についての詳細を確認した上、業務委託契約を締結することになる。